

短期入所共通健康診断書を ご活用ください！

令和4年度
運用開始！

短期入所サービスが利用しづらいという地域の皆さまのご意見を元に
このたび市内短期入所サービス事業所で利用できる共通健康診断書様式を
作成しました！

ぜひこの様式を利用し、短期入所サービスを効果的に利用して
ください！

(※ご本人様の状態や事業所の意向等によっては本様式を
利用できない可能性もございますので、事前に利用を希望
される短期入所事業所へご確認ください。)

ここがポイント！

- ①診断書記載医師から複写の同意を得られれば、複数の短期入所事業所で同一の診断結果が記載された共通健康診断書を利用できます！（最大1年間）
- ②検査項目は必要最低限のものとしているため、ご本人、ご家族様の費用等の負担が少なくなります。

こんな方に オススメです！

- ①今まで短期入所サービスを利用したことがない方
- ②複数の短期入所事業所を体験的に利用してみたい方
- ③今後体調の変化等により緊急的に短期入所サービスを利用する可能性のある方

< 共通健康診断書利用の流れ >

STEP 1

共通健康診断書様式を持参し、市内医療機関を受診してください。

※総合病院等、一部の医療機関においては本様式を利用できない可能性がございますので、事前に受診される医療機関にご確認ください。

STEP 2

診断後、担当医師に共通健康診断書への診断結果の記載をお願いしてください。

条件付きでの複写が認められた場合は、担当医師が複写への同意欄にレ点を入れてくださいます。

STEP 3

利用を希望する短期入所事業所へ記載済の共通健康診断書をその他必要書類と合わせて提出してください。

複写への同意欄にレ点が入っている場合は複数の短期入所事業所で同一の診断結果が記載された共通健康診断書を使用できます。

静岡市役所 障害福祉企画課

TEL:054-221-1198

共通健康診断書様式は静岡市ホームページにございます▶

URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003174_00006.html



地域生活支援ネットワークまいむ・まいむ
(百花園宮前ロッヂ内)

TEL:054-344-3555